OEC GROUP | OEC FREIGHT JAPAN CO., LTD.

5F, TOYO BLDG., 1-2-19, KAIGANDORI, CHUO-KU, KOBE, 650-0024, JAPAN
TEL:078-327-1085, FAX:078-327-1086, E-MAIL:all@oecjp.com　URL:www.oec-japan.com

お客様各位

オーイーシーフレイトジャパン株式会社
2016 年 6 月

SOLAS 条約改定に伴う輸出コンテナ貨物総重量の確定方法制度化について（2)

貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。
平素より弊社サービスをご利用いただきましてありがとうございます。

海上における人命安全のための国際条約(SOLAS 条約)の改訂に伴い、2016 年 7 月 1 日よりコンテナ貨物を輸出する際には、コンテナ毎の総重量を関係法規で定められた方法で確定させ、船長に報告することが荷送人に義務づけられることとなりました。

今回の改訂で最も重要となるのは、**正確な重量を船社に報告するために、関係法規で定められた方法(「方法 1」か「方法 2」)により貨物の重量を確定することです。**

そして、その確定した重量を以下の方法でご報告ください。
1,メーカーバン等お客様でバン詰めを手配される場合は、コンテナ搬入票に必ず正確な重量を記載してください。(コンテナ自重はコンテナのドアに表示されている数値をご利用ください。)
2,保税倉庫でのバン詰めや海上混載貨物の場合は、Packing List 上に必ず正確な重量(G.W.)を記載してください。

※コンテナ CY 搬入後のウエイト訂正は不可となりますので、必ず事前に正確な重量を確定していただきますようお願いします。

また、**FCL(フルコンテナ)貨物について、船社 B/L(Master B/L)の Shipper となるお客様で、事前に国土交通省への届出が必要となる場合があります。ご注意ください。**

詳しくは以下の通りです。

(1)関係法規で定められた確定方法とは以下の 2 つの方法です。「方法 1」か「方法 2」のいずれかの方法でコンテナ総重量を確定します。

＊方法 1: 貨物の入ったコンテナの総重量を適切な計量器で計測する方法
＊方法 2: 適切な計量器で個々の貨物、梱包材等を計測し、それらと空のコンテナ重量を足し合わせることにより確定する方法

(注 1)総重量の報告ができない場合や、報告の重量と実際の重量に大きな誤差のある場合は船積が拒否される可能性があります。またそれに伴い発生する追加費用はお客様のご負担となりますので、必ず正確な情報をご提供いただけますようお願いします。
(注 2)方法 2 で確定する際、設計書や仕様書などの書類や貨物自体の表示により正確な重量の確認が可能な場合は、貨物毎の計測は不要です。
(注 3)貨物正味の New Weight は明確であるが梱包材を含めた Gross Weight が不明な場合は、梱包後の重量を実際に計測いただくか、貨物正味重量に梱包材等の重量を加算して Gross Weight を確定していただきますようお願いします。
(注 4)その他詳細につきましては、必ず事前に国土交通省発行のガイドライン及びマニュアルをご確認ください。
(注 5)コンテナ CY 搬入後のウエイト訂正は不可となりますので、必ず事前に正確な重量の確定をお願いします。
(注 6)もし貨物の正確な重量がおわかりにならない場合は、必ずブッキング時までに事前に弊社までご相談ください。

(2)コンテナ重量情報の確定を行う荷送人や事業者などは事前に国土交通省への届出又登録が必要となります。

＊届出荷送人: 荷送人自らがコンテナ重量確定を行う場合 (事前届出が必要)
＊登録確定事業者: 荷送人からの委託を受けて事業としてコンテナ重量の確定を行う場合 (事前登録が必要)

(注 1)この条約でいう荷送人とは船社発行の MasterB/L(もしくは Waybill)の Shipper 欄に記載される者となります。
(注 2)弊社は国土交通省に対し「届出荷送人」として届出を行いました。
(注 3)弊社が House B/L を発行する FCL(フルコンテナ貨物)で、お客様からの情報にもとづき弊社が"届出荷送人"として総重量を確定する場合には、事前にお客様より誓約書をご提出いただく予定です。
誓約書をご提出いただけない場合や弊社にて総重量の計測が必要と判断した場合は、船積のために貨物やコンテナ総重量の計測を行うこととなります。その際費用はお客様のご負担となってしまいますので、必ず正確な重量情報と誓約書のご提出をいただけますようお願いします。
(注 4)お客様が船社 B/L(Master B/L)の Shipper となる場合、事前に国土交通省への事前の届出が必要となる場合があります。詳しくはこちらをご覧ください。
http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn8_000005.html

(3)コンテナ総重量の船社への伝達方法は、これまで通りコンテナヤード搬入時のコンテナ搬入票への記載により行います。

＊メーカーバンなどお客様がバン詰めを手配される場合は、コンテナ搬入票に必ず正確なコンテナ総重量をご記載いただくようお願いします。

＊保税倉庫でのバン詰めや海上混載貨物の場合は、Packing List 上に必ず正確な重量(梱包材等を含めた Gross Weight)を記載してください。それにもとづきコンテナ全体の重量を算出し船社へ報告が行われます。

(注 1)「方法 2」で確定する場合、コンテナ風袋重量(Tare Weight)はコンテナドア面に記載されている数値を使用できます。

※SOLAS 条約改正を行った IMO(国際海事機関)は、新規則の適応に 3 ヶ月間の猶予期間を設ける通達を出しました。 9 月末までは軽微な問題については現実的な対応をとり遅延等が生じないよう求めています。まだ不確定な部分も多いこの新規則ですが、 3 ヶ月の間に形が固まってくると考えられます。また新しい情報等がございましたら、改めてご案内させていただきます。

この輸出コンテナの総重量の確定方法の制度化につきましては、国土交通省のホームページ上で詳しく説明がされています。以下のホームページを必ず事前にご確認ください。
http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn8_000008.html
http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk8_000011.html

また、ガイドブックやマニュアルもダウンロードできます。
「国際海上輸出コンテナの総重量の確定方法ガイドライン」
http://www.mlit.go.jp/common/001129996.pdf
「国際海上輸出コンテナの総重量の確定方法マニュアル」
http://www.mlit.go.jp/common/001130080.pdf

もしご不明な点がございましたら、何でもお気軽に弊社(Tel: 078-327-1085)までご連絡いただけますようお願いします。